

令和4年度弘前市総合計画二次評価案

1 リーディングプロジェクトの二次評価案

※網掛けの項目については、第1回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

No.	プロジェクト	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
1	誰もがいきいきと活動できる快適なまちづくり	p.4	・プロジェクト指標「障がい者が安心して生活できるまちであると思う市民の割合」について調査の対象者を高齢者など幅広い市民へ聞き取りができるように取り組んでいただきたい。また「障がい者が安心して生活できるまち」で考えると障がいによって安心して生活できると感じる要素は違うと考えられる為、アンケートの指標のみだと曖昧な達成判断となる可能性もある事から障がいを持つ方たちへアンケートを行うのであれば「障がいがあっても安心して生活できるまち」かどうかを問う事が必要と考える。障がいを抱える市民が何をもちえて安心して生活できるまちを思えるようになるかを具体的に聞き取るように取り組んでほしい。	外崎委員	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度における本調査は、障がいのあるなしに関わらず、住民基本台帳からの無作為抽出により、市内在住の16歳以上の一般市民2,580人を対象にしています。回答者数は2,057人であり回収率は79.7%となっています。 ・アンケートの設問は「社会福祉・サービスが充実し、障がい者が安心して生活できるまちであると思いますか ※あなたが障がい者でない場合には、障がい者になったことをイメージしてお答えください」としています。これは、障がいのあるなしに関わらず市民が障がい者になったとしても「安心して生活できるまちである」と思えるような共生社会の実現を目指すための指標として設定しています。 ・本調査とは別に、障がい担当課では、3年に1回策定する法定計画である「障がい福祉計画」の策定に合わせて障がい者を対象にアンケートを実施しているほか、障がい者団体との意見交換や個別の相談を通して課題やニーズの把握に努めております。いただいたご意見を踏まえ、今後は、当該アンケートにおいて、「障がいがあっても安心して生活できるまち」かどうかを問うことを検討いたします。 	道路の除排雪情報について、市民が求める情報を、分かりやすく様々な媒体を用いて、発信すること。障がい者が安心して暮らせるまちとなるよう引き続き取り組みこと。
2		p.5	・市民意識アンケート「雪対策について新しい取組が行われていると感じていますか」について、この聞き方を変えた方がいいのではないのでしょうか。 ・例えば、弘前市では、〇〇〇のように新しい取組をしています。これについてどう思いますかなど、弘前市が取り組んでいることを具体的に表記した方がいいと思います。	斎藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市といたしましても、具体的な設問のほうが取組内容に対しての評価をしやすいと考えていますので、設問の内容について検討します。 	
3		p.5	・「雪対策の取組に関する情報発信を強化」とあるが、どのような内容を想定しているのか教えてほしい。 ・住民としてほしい情報の1つとして、リアルタイムの情報がある。今日ほどの町内を除排雪しているのか、などである。これがあるだけでも、あとどれくらい待てば自分のところにもくるのか、想像ができ、安心できる。いつ来るのか全くわからないことが不満につながっていると思われるので、まずは作業状況の見える化をし、スマホ等で確認できるよう検討してほしい。近所の誰かが情報を持つことで、スマホを持たない方にも、除雪作業中の隣近所との会話で状況が伝わると思われる。	森委員	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪の作業情報については、市ホームページの地図情報サイト「ひろさき便利マップ」において、除雪作業を行っている軌道をタイムリーにお知らせしています。 ・生活道路における運搬排雪実施スケジュールについては、令和3年度より事前に市ホームページ上で公表しています。 ・上記以外の雪対策についても市民の皆様には伝わっていない状況であると思いますので、市のホームページやSNS、ラジオなどの媒体などを活用するほか、市民が情報を収集しやすい手法についても検討するとともに、情報の内容も市民にわかりやすく伝えるように努めるなど、情報発信の強化に取り組めます。 	
4		p.5	・プロジェクト指標「冬期間における安心・快適な生活が送れていることに満足している市民の割合」が低下している原因を、「調査年の降雪が多い、あるいは集中的に降雪があった場合には、満足度が低下しやすいものと考えられます」と評価しているが、雪が多い少ないで指標の満足度も下がる上だと安易に評価するのではなく、どういう点で下がったか、明確な原因を提示してほしい。	田澤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト指標「冬期間における安心・快適な生活が送れていることに満足している市民の割合」からは、市内の苦情が多い地区や積雪が多い地区を分析することはできておりませんが、以下の様々な手法で除排雪に対する市民ニーズ及び道路状況の分析をタイムリーに進め、除排雪作業に取り組んでいます。 ①市内を18工区に分け、また、市内各所に積雪センサーを設置し、どの工区で積雪及び苦情・要望が多いか、月ごとに傾向を分析し、重点的に除排雪作業に取り組む工区の選定を行っています。 ②市民からの苦情・要望を令和3年度は4,430件(令和2年度は2,414件)いただき、必要な箇所についてはその都度現地でも聞き取りを行い、改善に繋げています。 ③令和4年2月に26地区町会連合会を対象に、今冬の除排雪に関するアンケートを実施し、各地区から改善点などについてご意見をいただき、改善に繋げています。 ④市民団体や民間企業が抱えている除排雪の課題を共有するため「雪対策懇談会」を開催し、課題の把握に努めるとともに現在も対策の検討を行っています。 除雪業者へのアンケートや聞き取り等も実施しており、今後も様々な手法で市民ニーズを的確に捉え、除排雪作業に反映させることで満足度の向上に向け取り組んでいきます。 	
5		p.10	・「地域共生社会実現サポート事業」の令和5年度の方向性が「終了」となっているが、何かしらの形で継続されるのか。	外崎委員	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の計画どおり、令和4年度をもって補助事業は終了しますが、(一社)みらいねっと弘前の取組の自走化への支援及び同法人と連携したフードバンク等の取組を継続していきます。 	

1 リーディングプロジェクトの二次評価案

※網掛けの項目については、第1回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

No.	プロジェクト	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
6		p.12	・プロジェクト指標「要介護認定を受けていない高齢者の割合」について、目標達成していくにあたり、認定率を下げる事に意識を向けるのではなく、認定がなくなるよう(自立の認定を目指すよう)に対象となる市民への自立意識を高める働きかけを積極的に取り組んでほしい。認定を受けた高齢者の多くは介護サービスが便利で安く利用できるから良いサービスだと誤認している方が一定数おり、認定が無くなる＝便利なものが使えなくなるという認識を抱く方も少なくない現状がある。介護保険法の「自立支援」の基本理念では被保険者にも状態の維持や改善の努力義務を課せられているものであり、保険者として市民にも介護保険の基本理念をしっかりと啓発しつつ、必要な方には適切に利用できるよう認定を受けていないという点だけでなく、介護保険の基本理念に則り取り組みを行ってほしい。	外崎委員	・プロジェクト指標「要介護認定を受けていない高齢者の割合」については、毎年少しずつ増えていますが、目標値の達成には至っていません。このことから、いただいたご意見もふまえ、後期基本計画期間においても引き続き高齢者の介護予防と自立支援介護を図るため、高齢者介護予防運動教室事業、高齢者ふれあいの居場所づくり事業等を実施し、高齢者が介護サービスに頼らず、地域の中で生きがいや役割をもって自立した生活が送れるよう取り組みます。	「要介護認定を受けていない高齢者の割合」について、認定率を下げるだけでなく市民が自立意識を高める働きかけを積極的に行うこと。
7	安心できる医療体制と健康長寿の推進	p.13	・アウトカム「肥満傾向児の出現率」については、調査中止のため実績値を測定できない年度があったものの、年々悪化傾向にあります。子どもの肥満対策について、保護者も含めて食生活の改善や健康に関する意識改革や習慣付け、運動不足の解消などあらゆる関連分野での取組の強化が必要です。とありましたが、3か年はコロナ禍でもあり、自粛生活とストレスなどから子供たちの健康について日常生活が安定するまで今後更にさらに注意深く管理していく必要性があります。取り組みとしての総合評価はBとありますが、これからの重要性を組んで厳しくOを△として評価しても良い事業もあるはずで。再度ご確認をお願いいたします。	成田委員	・各事業の評価につきましては、コロナ禍で単に事業を取りやめるのではなく、内容を工夫するなどして事業を進めたものは評価Oとして全事業で統一しております。しかしながら、いただいたご意見のとおり、コロナ禍で変わった子どもたちの日常生活が安定するまでの間、子どもたちの健康を今後更に注意深く管理していく必要があると考えておりますので、後期基本計画においては、本リーディングプロジェクト及び分野別政策「①学び」を中心に、取組の強化を検討していきます。	コロナ禍での自粛生活等による子どもたちの健康への影響に十分留意した取組を行うこと。
8		p.19	・「高齢者ふれあい居場所づくり事業」について、居場所とするための要件を緩和して、箇所を増やしていくことは可能なのか。例えば、公園や個人宅などが集える場所はあるので、活用すればよいのでは。	外崎委員	・居場所の登録については現在特段の制限はなく、個人宅や公園についても活動拠点として登録することができ、個人宅を活動拠点としている居場所も登録されています。一方で、活動実態のない居場所もあることから、現在担当課で居場所の現状等を整理し、後期基本計画で居場所の登録数及び利用者の増加が図れるよう取組内容を検討しています。	
9		p.20	・プロジェクト指標「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(小学生・中学生)」について、夢や目標を抱くためには基本的な生活基盤(安心・安全に生活できる環境)が整っており、かけがえのない自分であるという自己肯定感の獲得が前提にあると私は考えており、児童生徒の自己肯定感の向上や生活基盤を整える施策に積極的に取り組んで欲しい。個人的に気になるのは、小学生で9割近くが夢や目標があると答えているのにも関わらず、中学生になると8割届かない程度まで落ち込んでおり、小学⇒中学になり夢や目標がなくなった児童生徒が一定数いる事が気になっている。ただ夢や目標は人生において必ずしもなくても良いものであり、夢や目標がない事で児童生徒が自己否定などに陥らないように、夢や目標がない児童生徒への心理的な配慮も行えるような施策をお願いしたい。	外崎委員	・分野別政策「①学び」の分野において、子どもたちが夢や目標を見つけたい自分のイメージを持てるよう、施策「1-6)感性を高め夢を広げる事業の展開」の中で様々な事業を進めています。また、自己肯定感の向上を図る取組として、例えば「未来をつくる子ども育成事業」を通じ各校が自校の強みを活かして「生きる力」の育成に取り組んでいるほか、生活基盤を整える取組としては施策「3-3)就学等の支援による教育の機会均等」の中で各種事業を進めています。これらの取組について、いただいたご意見もふまえ、児童生徒への心理的配慮にも留意しながら、後期基本計画においても積極的に実施していきます。	児童生徒の自己肯定感の向上と心理的配慮、生活基盤を整える施策に積極的に取り組むとともに、学びの環境確保の一環として、学校や市内体育施設のトイレの洋式化に取り組むこと。
10	地域を担うひとづくり	p.21	・コロナ禍で学んだ人材育成事業は、ワークライフが変化したことでこれからの地域を担うひとづくりは、もっと様々な方法でアプローチできる可能性があると思います。年齢層や住居地などにとらわれることなく幅広くこの事業をすることで実績をつくることができると考えます。具体的には仕事をつくる要員(コーディネーター)がさらに増えて活躍できるよう支援があれば良いと思います。	成田委員	・いただいたご意見もふまえ、人と人、人と仕事をつなぐような人材など、地域で活躍できる幅広い人材の育成を進めていきます。	各種人材育成事業について、仕事を生み出すコーディネーターのような人材の育成や支援も含め、継続して取り組むこと。
11		p.22	・小中学校のトイレの洋式化について、全ての小中学校で洋式化が完了しているわけではなく、また洋式トイレが足りずに子どもたちが並んでいる学校もあると聞いている。当初の予定を5年前倒して工事を完了したとのことだが、次の工事計画も5年前倒しになっているのか。関連して、市内の体育施設のトイレ洋式化が進んでおらず、学ぶ環境の整備という観点から、まだまだ取組が足りない。小中学校、体育施設ともにトイレの洋式化率を取得すべき。	田澤委員	・分野別政策「①学び」の「施策4)快適で安心して過ごせる教育環境の整備」の指標として「小・中学校洋便器設置トイレ整備率」と「小・中学校トイレ洋式化率」を設定しています。5年前倒したのは「対象校の整備」であり、校舎そのものが老朽化している学校は校舎の改築等の際にトイレ改修を行う予定となっています。このことから、後期基本計画では指標の目標値を引き上げる方向で、継続して取り組んでいく予定です。 ・ご指摘のとおり、体育施設のトイレ洋式化の取組や指標が前期基本計画に示されていないことから、後期基本計画の策定に向けた取組検討の参考とします。	
12		p.25	・「地域マネジメント人材育成プログラム構築事業」について、この事業を通じて学んだ人たちが将来弘前に残るのかどうか、追跡調査する必要がある。	外崎委員	・事業の終了後、実際に地域での活動を継続している参加者や、県外に出ずに市内に残って活動等をする事とした参加者もいることから、今後も弘前で活躍する様々な人材を育成できるよう事業を継続するとともに、追跡調査については実施に向け検討を進めます。	

1 リーディングプロジェクトの二次評価案

※網掛けの項目については、第1回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

No.	プロジェクト	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
13		p.28	・プロジェクト指標「町会加入率」について、実績値は横ばいで推移しているが、「なぜ町会に入らないのか」について、エリア、年齢層などの特徴を市では捉えているのか。	外崎委員	・町会に入っていない世帯に関する年齢層やエリア等詳細な情報については、市として取得する手段を持ち合わせていませんが、町会長を対象としたアンケート(町会に関するアンケート報告書 令和3年2月)の自由記述欄や聞き取りなどにより、 ①相馬・岩木地区や各出張所が設置された地区では100%近い加入率である一方、市の中心部の加入率は低い。 ②アパート入居世帯の加入率は低く、特に学生の多い地区は加入率が低い。 といった傾向を捉えています。 ・市では町会活動の担い手育成や活性化の観点からも、町会の存在や活動への参加を促す機会を増やすため、町会連合会と協働で実施する町会活動のPRキャンペーンや、町会の自主的な取組や町会活動を周知するための取組等を支援する町会活性化支援事業等を継続することで、町会加入率の改善を目指していきます。	
14	つながる・支える地域コミュニティ	p.28	・プロジェクト指標「町会加入率」について、町会に加入しない一定数はなぜ加入しないのかについて具体的な理由について確認していく事が目標達成に向けて必要な事だと考える。町会によってそれぞれカラーがあり一概に言えないものの、恩恵を受けているのは児童及びその親と高齢者世代という印象があり(町会の活動は高齢者向けや児童向けが多い印象)、個人的に子どものいない若年層(18歳～50代)に向けた取組みは町会ではあまりしていないと感じる事が普段生活して感じている。若年層も気軽に参加できる町会での取組みを増やせるように働きかける事で町会内の全ての世代が共に助け合える地域の醸成になると考えるため、町会加入率だけでなく加入後の取組みについても調査し、全ての世代が町会に加入する意義を認識できる働きかけを期待したい。	外崎委員	・町会は、一定の区域に住む人たち同士が助け合い、よりよい生活を送ることができるためのコミュニティです。具体的には、回覧板などによる情報伝達、防災・防犯対策、公園清掃やごみ集積所の管理などによる環境衛生、夏祭りなどの実施による住民同士の親睦活動などを行っています。これらの活動は、すべての地域住民の生活の向上につながるものであり、住みよいまちづくりを進めるうえで町会の果たす役割は大きいものと考えます。 ・そのため、いいね！町会発信事業や、弘前市町会連合会と共催している町会PRキャンペーンにおいて、町会の果たす役割や町会加入の意義を多くの市民に理解してもらう取組を進めています。 ・また、町会未加入者や幅広い年代が参加できる行事の開催などの仕掛けを行うことで、町会活動に触れる機会が増え、地域活動をみんなで支えるきっかけとなるため、町会の自主的な取組や町会活動を周知するための取組等を支援する町会活性化支援事業等を引き続き実施し、町会加入率の改善を目指していきます。	プロジェクト指標「町会加入率」について、町会に入らない層に対し町会の必要性を発信し、加入を働きかける取組を実施することで、加入率の向上を目指すこと。市民参加型まちづくり1%システム支援事業について、優良事例等の周知を様々な場面を活用して実施し、活用団体の裾野を広げることで、まちづくり活動の活性化につなげること。
15		p.29	・除雪と町会の両方に関連するが、除雪機を持って自前で除雪を行っている町会もあるのか、そのことをもっと発信し、町会の必要性を訴えながら町会加入に繋げていってはどうか。 ・このほか、所定の場所にゴミを出しているのであれば町会に加入すべきであると個人的には思うので、町会に加入することが当然であるという風潮を高めていくことが重要である。	藤田委員	・除排雪については、町会や市民、学生との協働による取組をさらに推進していきます。 ・町会は清掃・美化、防災・防犯活動など様々な機能を担っているため、引き続き、町会連合会とも連携し加入を促していくほか、幅広い年代が町会に参画できる仕組みの構築を目指していきます。	
16		p.29	・市民参加型まちづくり1%システム支援事業で活用団体の固定化が課題とありますが、このシステムを活用して市民に評価の良かった事例は、別の町会や団体に教えて、市全体へと広げることで、地域の活性化へと繋がるのではないのでしょうか。市民協働課で報告会は実施していますが、町会長会議などにも出向いて紹介しているのでしょうか。	斎藤委員	・1%システム募集時には各町会を始め、大学や各公共施設等にチラシを配布し周知を行っています。過去の採択事業の事例についてもまとめて、市HP等で公開していますが、今後町会や大学など、分野ごとに良い事例をまとめて、地域の課題解決の参考になるよう、紹介していきたいと考えています。 ・活用団体の固定化については、本年7月27日に弘前市まちづくり1%システム審査委員会の中で継続申請団体の自立の問題を議題とした「自立検討会議」を開催したところです。会議では、継続団体に対する今後の支援の方針が示され、団体の発展と成長を促し、まちづくり活動の活性化につながる取組として、継続団体のノウハウを他団体に還元し、他団体の発展に貢献できるよう、団体間の交流の場を設定し、団体間の連携を強化し、まちづくり活動の活発化を図っていきます。	
17	2025年に向けた早期対策の推進	p.35	・公共交通離れは新型コロナウイルス感染症の影響だけなのでしょうか。公共交通を魅力的なものにするためのまちづくりを考えていきましょう。	斎藤委員	・人口減少や生活スタイルの多様化(例:自家用車利用、インターネット購入)などにより、コロナ禍以前から公共交通利用者が減少傾向にあった中で、コロナ禍の移動自粛などにより、その状況がさらに加速したと言えます。 ・一般路線バス等の地域公共交通は、医療、福祉、買い物、教育など、地域住民の生活上の移動のために欠かせないインフラであるとともに、地域外からの来訪者の移動等にも必要となります。また、2025年・2040年の人口構造の大きな変化など高齢化がさらに進展することに伴い、運転免許自主返納者の増加も見込まれており、地域公共交通の重要性は、今後一層増していくものと考えられることから、公共交通サービスの維持・確保が求められています。 ・市では、まちづくりと公共交通を一緒に魅力的なものにしていくため、現在、弘南鉄道の週末100円運行や「さっパス」などの取組を展開しており、今後も各種取組を沿線市町村等と連携して進めていきます。	公共交通利用者数が激減した原因を分析し、対策を講じるとともに、誰もが利用可能な魅力ある公共交通の実現に向けて取組を進めること。

令和4年度弘前市総合計画二次評価案

※網掛けの項目については、第2回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

2 施策の二次評価案

No.	分野別政策	政策の方向性	施策	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
1	①学び	1 地域を担う人材の育成	3) 健やかな体を育成する教育活動の充実	p.56	・指標「朝食を毎日食べている児童生徒の割合」について、小学6年生であれば実績値はおよそ95%であり、目標値98%まであと3ポイント増加させる必要があるが、既に高い実績値である中意識啓発や呼びかけだけでは3ポイント増加しないので、子ども食堂と連携するなど他の事業とも関連付けて、実質的なサービスを展開しないと目標を達成できないのではないかと。	森委員	・分野別政策「③子育て」において、「次世代の健康づくり推進事業」なども実施していますが、提案いただいた子ども食堂との連携も必要と認識しております。 ・現状、子ども食堂は放課後や土日の昼に活動しているため、朝の活動が可能かどうか、関係者会議の場で確認いたします。なお、就労継続支援B型施設「ゆいまある」の取組として、弘前市立第三大成小学校の朝食を食べてこない児童に対し、同施設のパンを提供する取組を行っています。	
2				p.56	・指標「運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合」について、新型コロナウイルス感染症のみの影響により低下しているわけではなく、例えば少子化の影響で団体競技を行えないなど他の要因もあるので、それら要因をしっかりと記載し、対応を示していただきたい。	森委員	・団体競技の場を創出する事業としては、民間団体と連携し「児童のスポーツ環境整備支援事業」を実施しています。具体的には今年度、裾野、新和、東目屋、高杉の4小学校区で団体競技ができる場を設ける予定であり、今後、継続的に取り組む体制づくりも検討していきます。また、国において中学校の部活動の地域移行という流れもあることから、実情に即した対応を検討していきます。	
3				p.56	・一例として、指標「朝食を毎日食べている児童生徒の割合」は実績値が近年横ばいだが、なぜ増加しないのか、その要因や原因を具体的に分析し、対応を考えていく必要がある。	外崎委員	・当該指標に関しては、国で実施した調査結果から当市の実績値を取得しており、個別具体の要因等の分析までは実施できていないことから、後期基本計画の策定に向けた指標や取組検討の参考とします。	
4				p.56	・肥満児童の出現率を低くする取り組みは成人病の予防などを考え、設定しているものだと思うが、逆に痩せすぎている児童は増加していないかも合わせて調査して欲しい。肥満児は病気のリスクが高いという事は理解できるが、逆の痩せ過ぎている児童もまた育成が阻害される可能性もある事から、肥満児童の出現率を調査するのであれば逆の痩せすぎない児童数の増減についても把握するように取り組んで欲しい。	外崎委員	・肥満傾向児の出現率を調査する際、痩身傾向時の割合についても同時に把握しており、現状では肥満の方が圧倒的に多いことが分かっています。例えば、食育に関する事業の中では、肥満か痩せすぎかを問わず健康を意識した食事を学んでおり、今後も児童生徒の状況をしっかりと把握したうえで、事業を実施していきます。	
5	④健康・医療	2 ことごとからだの健康づくり	1) 産学官民連携による健康づくり	p.162	・健幸増進リーダー、健康づくりサポーター、食生活改善推進員の成り手は十分に確保できているのか。	小山(悟)委員	・健幸増進リーダーは184名養成し、健康づくりサポーターは現在274名いるものの、成り手は不足しているため、人材の育成について新たな取組を検討しています。	肥満児童の増加は健康面で課題のある市民の増加に繋がる可能性があるため、健康都市弘前の実現に向けて、引き続き市民への意識啓発に取り組むとともに、運動も含め日々の健康習慣につながるような取組を検討すること。 市民人材である食生活改善推進員がさらに増えるよう、養成講座の開催方法等をさらに工夫すること。
6				p.162	・弘前市においては肥満児童の出現率が高くなってきている事から健康面の課題になる市民が将来的に増加する可能性がある為、今後も市民への健康づくりの普及啓発活動は継続してもらいたい。様々な面で事業をただ行うだけでなく運動と食事をセットにしたり、日々の生活の中でどのようにして自然に運動量を増やせるか等、具体的かつ習慣化しやすいような取り組みを期待したい。例えば運動教室のような事業であれば年に数回開催し、自宅でも取り組めるような運動を提案してみる等も良いと思う。できなかった方がいても、どんなものであればできそうか、できたか等を聞き取り、その内容で再度運動内容を提案するという支援方法もありだと思える。	外崎委員	・例えば「働き盛り世代への運動教室開催事業」については、単に運動教室を開催して終わるのではなく、事業者が従業員の運動を継続、定着するため手法の検討や、弘前大学COIと連携した啓発型のQOL健診を取り入れるなど、参加者の健康増進と健康意識の向上に取り組んでいくこととしています。いただいたご意見もふまえ、引き続き市民の健康増進等に取り組んでいきます。	
7				p.163	・弘前リードマン健康寿命延伸事業と働き盛り世代への運動教室開催事業については、非常に有効かつ画期的な施策と思われるが、2021年度の実施結果を踏まえ、健康都市弘前を実現するために今後どのように内容を充実させるのか具体策を示して、粘り強く取り組んでいただきたい。	田澤委員	・「弘前リードマン健康寿命延伸事業」については、現行の「弘前リードマン認定・派遣事業」において健康づくりの分野を専門とする3名を引き続き弘前リードマンとして派遣し、市民の健康増進を支援するとともに、「働き盛り世代への運動教室開催事業」については、単に運動教室を開催して終わるのではなく、事業者が従業員の運動を継続、定着させるための手法の検討や、弘前大学COIと連携した啓発型のQOL健診を取り入れるなど、参加者の健康増進と健康意識の向上に取り組んでいきます。	
8	p.165	・「栄養・食生活改善推進事業」について、養成講座のカリキュラムを変更して毎年度開催しました。 ・毎年、開催して下さることに感謝していますが、開催日時や形式をもう少し参加しやすいようにして欲しいです。ウィークデイの日中、保健センターでの講座だけでなく、土日や夜、一部はリモートでもよいなど、多様な受講形式にも対応してみたいです。 ・健康に関心のあると思われる健やか企業の職員でも受講しやすくなるのではないかと。 P.166 健やか企業更新の緩和にはそぐわないかもしれませんが、そもそも緩和とは、どんな点で緩和したのでしょうか？	斎藤委員	・「食生活改善推進員養成講座」については、今年度、正午をまたいで実施していた開催時間を見直し、開始時刻を午後からに変更いたしました。今後は、受講者が参加しやすいよう意見を聞きながら、土曜日や日曜日、夜間の実施についても検討していきます。 ・リモートによる開催については、自宅のネット環境等により受講できないケースが想定されるなど課題はありますが、働き盛り世代の方や男性の受講を増やしていくためにも、可能な方法を検討していきます。 ・健やか企業の認定更新の緩和については、更新時の認定要件としていた「前回の取組を拡充していること又は新規の取組をしていること」について、2年後の更新を複数回繰り返すことで、認定のハードルが高くなりすぎるといった課題があったことから、令和元年度から廃止し、認定企業数の拡大を図ったものです。				

2 施策の二次評価案

※網掛けの項目については、第2回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

No.	分野別政策	政策の方向性	施策	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
9	⑤福祉	1 高齢者福祉の充実	2) 介護予防と自立支援介護の推進	p.188	・高齢者と呼ばれる世代のフレイルやロコモティブシンドロームを予防する為に今後も、定期的に開催する運動の場や集まりの場の創出する取り組みは継続してもらいたい。参加しやすくする働きかけや工夫は今後も必要だと考えられ、ただ場所を作るだけでなく、様々な形で運動する機会を提供する方法も考えて欲しい。例えば身近なスーパーに協力してもらい万歩計等の歩数を証明する情報を提示すれば何千歩以上でポイント等の付与をしてもらえる、とか運動教室で皆勤賞だった時に粗品をプレゼントしたり、運動教室の開始と終了時に体力測定をして状態が良くなっていたら何かプレゼントとか、参加者のモチベーションが上がるような取り組みをして欲しい。	外崎委員	・要介護状態となるおそれの高い65歳以上の高齢者が要介護状態にならないように、介護予防活動の充実を図るため、高齢者健康トレーニング教室、筋力向上トレーニング教室、パワリハ運動教室等を開催しております。各教室では、開始と終了時に体力測定を実施し、数値が改善されている点等を利用者に対し目に見える形で提示し、運動意欲の向上に繋がるよう取り組んでおります。 ・今後も利用者のモチベーションが更に上がるような取組を検討するとともに、定期的に開催する運動の場や集まりの場を創出する取組も継続していきます。 ・高齢者が地域の中で気軽に集える環境を整え、高齢者の引きこもりや孤立化を防ぎます。 ・認知症の重度化予防を目指すための研修会を開催するなど、高齢者、家族、施設を対象とした支援を行うことで、自立支援介護の推進に取り組めます。	
10			3) 介護サービスの適正給付の推進	p.190	・介護サービスを利用している割合を減らす事を目標に様々な取り組みを行う事は適正給付につなげる事ができると思うが、今まで介護サービスを利用していたが状態が改善し利用しなくなった場合のインセンティブの付与を本人や支援した事業所側へする取り組みも期待したい。自立を目指し支援したいと思う支援者や自立を目指して頑張りたいと思う利用者もいると思うが、現実問題介護度が軽くなったり等級がつかなくなればサービスが利用できなくなるデメリットが目につきやすく、改善する事により利用者も事業所側にも何かしらのメリットがあると思えるようにインセンティブの付与ができるような取り組みをお願いしたい。	外崎委員	・施設職員の意欲の向上と処遇改善により、質の高い介護サービスが継続して提供されることを目的に、市内の特別養護老人ホーム、老人保健施設、通所型サービス等の利用者の要介護状態の軽減が図られた場合に、要介護状態の軽減につながるサービスの質を評価し奨励金を交付する「要介護度改善支援奨励事業」を平成28年度から平成30年度まで実施していましたが、平成30年度の介護報酬改定において、リハビリ体制の強化に対する加算の新設など、国が質の高いサービスを評価することとなり、同事業は廃止となりました。 ・令和元年度からは、介護職員処遇改善加算の新設や、介護サービスの卒業に取り組んだ事業所に交付する地域資源連携加算の新設、元気な高齢者や介護サービスの利用を卒業した高齢者の状態維持・向上を目的とした筋力向上トレーニング教室に加え、パワリハ運動教室を実施するなどの自立を目指す高齢者の支援や、公的サービス利用を終了した方のその後の孤立化防止や継続的な介護予防につなげるための取組を行っています。 ・今後も要介護度の状態改善に高齢者や介護サービス事業所が取り組めるような事業を実施していきます。	「高齢者介護予防運動教室事業」や「高齢者ふれあい居場所づくり事業」について、参加しやすくする働きかけや工夫をしながら今後も継続して取り組むこと。また、地域包括支援センターについて、センターが本来担っている業務に職員が専念できる環境を整えること。
11			4) 地域ケアの推進	p.194	・地域包括支援センターが高齢分野に集中できるよう、業務が適切に行えているか把握をお願いしたい。業務が過多になっている状況だった場合は改善できるように取り組んで欲しい。認知症サポーター養成講座を開催するキャラバンメイトが包括内で兼務として勤務している場合や生活支援コーディネーターを兼務となった場合、それぞれの活動に職員が時間を割かれ業務量がただ増え、日々の業務で余裕がなく課せられた目標(ケア会議や訪問回数など)をただこなすだけの包括支援センターになってしまう可能性があるため、そうならないように業務内容が適切に行えるように取り組んで欲しい。	外崎委員	・地域包括支援センターの業務については、各地域包括支援センターより活動実績報告書を提出していただいた上で、業務が適切に行えているか実地調査を行って把握しております。また、その結果を地域包括支援センター運営協議会に報告し審議いただいています。 ・令和3年度には、地域包括支援センターの業務量の増加に対応するため、地域包括支援センターの職員体制の強化として、日常生活圏域の高齢者数に応じて職員を増員し、併せて日常生活圏域の見直しによる高齢者人口の調整を行っています。 ・今後、地域包括支援センターが高齢分野に集中できるよう、8050問題など複数の問題を抱えた世帯への対応については、本市において包括的・総合的な相談対応をチームとして行う重層的支援体制の構築に向け、事業化を進めていくこととしています。 ・これまでも地域包括支援センターの業務量を勘案しながら、その体制について見直しを図ってきましたが、今後も業務量や質の確保を勘案しながら、効果的に業務を展開できるよう努めていきます。	
12			3 自立・就労支援の充実	1) 生活困窮者及び就労困難者等の自立・就労支援	p.206	・生活困窮者世帯の子ども達(小学、中学、高校)への学習支援事業は今後も継続して欲しい。ただ生活が困窮している世帯は日々の生活を営むのに必死になり、裕福な世帯に比べて学びにくい環境にある可能性が考えられる。生活困窮世帯の子ども達の学習支援を行う際は世帯の生活状況も考慮して取り組んで欲しい。ただ情報を教えるだけでなく、学び方を教える学習支援を行ってほしい。	外崎委員	・本事業は「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の中学生等に対し、学習習慣や生活習慣の確立と学習意欲の向上を目的として引き続き実施いたします。
13	p.209	・「自立相談支援事業」について、令和4年度の予算額が令和3年度よりも少ないが、この要因を教えてください。			小山(悟)委員	・(社福)弘前市社会福祉協議会から相談支援員として出向している職員2名のうち1名の出向期間が、令和3年度で満了したことにより、人件費分が減額となったものです。 ・なお、減員となった当該相談支援員の枠には、令和4年度当初から本市が会計年度任用職員を配置しており、市民への相談支援体制に支障が無いように実施しています。		
14	p.209	・「学習支援事業」について、高校・大学に進学した後の学費面などでの支援策はどうなっているのか。			外崎委員	【生活困窮世帯向け】 ・生活困窮世帯の高校生、大学生への支援については、学業等に充てる費用として国、地方公共団体、日本学生支援機構のほか大学独自のものなど官民による奨学金制度(給付型・貸付型)があります。このほか、高校等(高等専門学校、高等専修学校等を含む)で一定の収入以下であれば高等学校等就学支援制度により授業料の減免などの支援があります。 ・また、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金のうち、「教育支援資金」により高等学校、大学又は専門学校への入学や修学のために必要な費用を貸し付ける制度や、都道府県で実施している母子(父子)福祉資金のうち、「修学資金」により高等学校、大学、高等専門学校、専修学校に修学するための授業料、書籍代などの資金を貸し付ける制度、その他「就学支援金」として就学等に必要な被服費等の購入に必要な資金を貸し付ける制度があります。 【被保護世帯向け】 ・被保護世帯の高校生への支援については、生活困窮世帯に対する支援のほか、生活保護制度の「生業(せいぎょう)扶助」により受験料、教材費、入学準備金(限度額あり)等の支援があります。なお、被保護世帯の世帯員が大学に進学する場合は生活保護世帯の対象から外れるため生活困窮世帯向けの支援制度を利用することとなります。 【学生等の修学支援】 ・国では、住民税非課税世帯・準ずる世帯の学ぶ意欲がある学生等に対して授業料の免除(又は減額)と給付型の奨学金を合わせて支給する「高等教育の修学支援新制度」を創設し、経済的理由で進学をあきらめることが無いよう学生等の修学に対する支援の充実が図られています。	「学習支援事業」について、情報を教えるだけでなく学び方も教えながら、今後も継続すること。	

2 施策の二次評価案

※網掛けの項目については、第2回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

No.	分野別政策	政策の方向性	施策	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
15	⑦農林業	2 担い手と農地の確保に向けた支援	1) 新たな担い手の育成・確保	p.242	・新規就農者数をただ増やそうとするのではなく、新たに就農する方が生計を立てていけるよう取り組んで欲しい。労務管理に関する研修も必要なものであると思うが、今まで通りのやり方をしてきて就農者が減っていったという状況を考えると新しいやり方を試していけるよう、マーケティングに関する研修など様々な領域の研修を実験的に行って取り組ませてみるのも良いと思う。	外崎委員	・新規就農者は、経営開始5年目に農業経営で生計が成り立つような「青年等就農計画」を作成し、当市から認定を受けることで認定新規就農者となることができ、作成した計画達成に向けて国・当市等から様々な支援を受けることができます。 ・また、財政面の支援のみならず、当市や県、農協等の関係機関では、相互に連携を図りながら、定期的に巡回を行って助言・指導するなど、青年等就農計画の達成に向けてサポートしています。 ・さらに、当市や農協等で構成される「ひろさき農業総合支援協議会」では、魅力ある職場づくりを学ぶための労務管理研修会や、農業簿記の基礎、青色申告に取り組むことのメリットを学ぶための青色申告研修会など、経営力向上に向けた研修会を開催し、しっかりと生計を立てていけるよう後押しをしているところです。 ・加えて、必要とするノウハウは経営の発展段階等によって異なる場合もあることから、当市では、農業者団体等が自ら研修会を開催する際の費用を支援するなど、各種事業を通して新規就農者の農業経営をサポートしています。 ・引き続き、このような取組を通じて、経営感覚を持った新規就農者の育成・確保に取り組んでいきます。	新規就農者の増加と自立のため、新たな取組を行うこと。
16				p.245	・「ひろさき農業新規参入加速化事業」について、令和3年度は予算の不用額が目立つが、具体的にどのような活動を行ったのか。	小山(悟)委員	・当市のほか、農協などで構成される「ひろさき農業総合支援協議会」が認定した「里親農家」が農業新規参入希望者に研修を行うほか、当該研修生のアパート等を借りる際の家賃の一部を当市が補助しています。 ・現在、りんご農家の里親の下で1名が長期の研修中です。	
17	⑧商工業	1 商活動の活性化と強化	4) 耕作放棄地の防止と再生	p.255	・耕作放棄地やりんご放任園の発生防止・解消と、農業への新規参入促進策を上手く連携させるよう、工夫して取り組んでいただきたい。	鴻野委員	・特に永年性作物である果樹を生産する樹園地では、営農できなくなってから新たな担い手を探してもすぐに見つからない場合が多く、耕作放棄地や放任園の発生につながる可能性が大きいため、事前に継承希望の意思表示しておくことが重要です。 ・このため、当市では農業委員会とも連携し、2022(令和4)年度から開始している後継者不在園地継承等円滑化事業において、後継者不在農家等の詳細な園地情報を集約しているところであり、今後、集約した情報を掲載したシステムを公開し、担い手に樹体と農地を一体的に継承することで、耕作放棄地やりんご放任園の発生防止に繋がります。 ・また、農業新規参入者にとっても、樹体と農地を一体的に継承できれば、初期から安定した所得を確保できるなどの利点があることから、生産性の高い優良農地の情報を提供することで、早期の経営確立が期待できます。 ・ご指摘のとおり、「後継者不在園地継承等円滑化事業」と新規参入促進策は、うまく連携させながら取り組めば相乗効果を発揮するものであることから、しっかりと連携し、円滑な園地継承に繋がっていきます。	耕作放棄地やりんご放任園の発生防止・解消と、農業への新規参入促進策を上手く連携させて取り組むこと。
18				p.268	・空き店舗対策に目が行き過ぎなきらい有。市内全般に活性化する為にも営業店舗に支援策の検討もお願いしたい。	鈴木委員	・営業店舗に対する支援については、「⑧商工業 政策の方向性 3 経営力の向上 施策2) 経営支援・融資制度」において位置付け、各種施策を実施しております。また、コロナ禍においては、「団体等販売促進活動支援事業」を実施し、様々な業種の団体が企画したプレミアム付クーポン券の発行やスタンプラリー、抽選会などの実施を支援しているところです。 ・今後も経営支援機関と意見交換しながら中小企業者の振興につながる支援策について検討・実施していきます。	
19			1) 魅力ある商業地域の形成	p.269	・指標の方向性、見直し内容について、「本施策は、まちの顔であり、様々な都市機能が集積し、市民生活を支えている中心市街地の活性化を図るもの」となっています。中心市街地の定義、範囲にもよりますが、市民生活を支えているという前提から始まるのではなく、市民生活を支えていた、もしくは支えられなくなってきた、という前提から考えた方がよいのではないでしょうか。特にこの項目では、多くの施策が土手町を中心とした商店街における事業となっています。土手町商店街を中心として事業を考えるのであれば、市民生活を支える機能の減少を前提に計画を検討した方がよいのではないでしょうか。	森委員	・当市では昭和50年代から、駅前・大町・土手町の各商店街を中心としたエリアを、また平成12年からは公園周辺を加えたエリアを「中心市街地」とし、ハード・ソフト事業の両面から様々な取組を展開し、賑わいの創出と回遊性の向上に取り組んできました。 ・現在、既存の商店街や大規模小売店舗によって商業機能が維持されているほか、市役所をはじめとした行政機能の集積、土地区画整理事業等による居住機能の充実が図られており、また、鉄道や多くのバス路線の起点ともなっているなど、市民の生活を支える多くの都市機能が集積していることから、「本施策は、まちの顔であり、様々な都市機能が集積し、市民生活を支えている中心市街地の活性化を図るもの」と記載したものです。 ・しかしながら、近年、域内消費の規模縮小や郊外化の流れなど、市民のライフスタイルや商業環境の大きな変化のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、数ある中心市街地の機能の中でも、特に商業における活力が低下しています。 ・中心市街地の価値を維持・向上させていくことは、まちの魅力を最大限に引き出すことに繋がるほか、地価の維持・上昇により、継続的な行政サービスの提供に必要な安定財源の確保にも繋がり、当市の持続可能性の向上に資するものです。 ・当市の中心市街地を、今後も社会経済活動の中心となる場所として将来世代に引き継いでいくため、商業に加え健康・医療、福祉、子育て等の幅広い機能の充実による活性化を目指し、令和3年度末に「弘前市中心市街地活性化ビジョン」を策定しました。 ・後期基本計画においては、当該ビジョンの実現に向けた取組を実行していきます。	市内経済の活性化のため、広く事業者支援を行うこと。中心市街地の市民生活を支える機能の低下を前提として、取組を検討・実施すること。

2 施策の二次評価案

※網掛けの項目については、第2回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

No.	分野別政策	政策の方向性	施策	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
20	⑧商工業	3 経営力の向上	1) 創業・起業への支援	p.286	・創業・起業のアドバイスはできると思われませんが、継続していく為の支援は大丈夫でしょうか？類似経営者のアドバイスもできる体制と関わり方の検討も必要と思われま	鈴木委員	・相談窓口では、創業・起業に係る相談のほか、創業後、経営者として自立していけるよう助言するなどのサポートも実施しております。 ・年々相談件数が増加していることから、令和3年度から新たに経営相談員を設置し対応しているところ	創業・起業後の事業の継続や拡大への支援策を充実させること。
21				p.287	・創業件数が伸びているということであれば今後、事業の継続や拡大への支援策が必要になるので、具体的にどう展開していくのか、本施策においてでなくても構わないので、可能であるならば明記したほうがよい。 ・起業家同士をつなげる場の形成を成果指標の一つに設定してもよいのではない	高島委員	・相談窓口では、創業・起業に係る相談ほか、創業後、経営者として自立していけるよう助言するなどのサポートも実施しています。 ・年々相談件数が増加していることから、令和3年度より新たな経営相談員を設置し対応しているところ	
22	⑨観光	1 観光地域づくりの推進	2) 観光客受入環境の整備促進	p.304	・弘前市の玄関口としての弘前駅改札口から中央出口からバス乗降周辺の祭装飾や案内が弱くて弘前にお越しいただいた方への喜びやワクワク感の創出が弱い気がしてならないので今一度再考工夫してほしい。	鈴木委員	・各まつり等に連動する形で、弘前駅自由通路等にフラッグや手持ちねぶた等の装飾を実施してきましたが、今後は民間団体や関係部署等とも連携し、弘前駅を利用される方に当市をよりPRできるよう検討します。	弘前駅改札口から中央口、バス乗り場までのまつり装飾を充実させ、観光客の満足度向上を図ること。
23	⑩安全・安心	1 危機対応力と災害対策基盤の強化	2) 災害対策のための基盤の整備	p.343	・防災マップでは確認できない浸水箇所を市が把握しているかどうか、確認できる仕組みがあるかという考えです。また、土壌ステーション設置計画についてもホームページ等で確認できるようにして欲しいです。町会を通して要望していても、それがどのように計画に反映されているのかどうか、確認できないといつまでも不安を持ったまま生活することになるので、情報発信の強化をお願いします(雪対策と同様)。	森委員	・市では、水路の溢水や浸水被害について、市民から情報があつた箇所の実態調査等を行い、ハード・ソフト両面において改善に努めていますが、昨今の雨は想定を大幅に超えるものもあり、箇所数が想定(予算の範囲)を超えて増えており、全てを解消することは不可能な状況です。そのため、対策の有無に関わる公平性の観点から、情報等は公表していません。 ・土のステーションについては、平成28年度に各消防分団へアンケート調査を実施し、設置要望があつた箇所に設置しています。設置計画としては、平成28年度から令和4年度において75箇所の設置を完了しており、予定していた箇所は全て設置済みです。設置後は、土のうの補充・使用目的も含め、各消防分団や各町会での管理となっている性質上、現在のところ市での公表は行っていません。	市民が身近な地域でどのような災害が起こり、どう行動すればよいかなど、市民側の関心をもとに、災害種類の危険箇所や避難場所・避難経路を地図に明示し公表するなど、身近な情報や具体的な行動に結びつく情報をわかりやすく伝えること。
24				2 安全・安心な生活環境の確保	1) 安全・安心な地域づくりの推進	p.346	・東地区をモデル地区とした防犯カメラ整備管理事業は、個別の地域ぐるみの安全・安心対策として効果あるものと思われるが、今後新たに設置する防犯カメラの他、既設の市内社会教育・体育施設の監視(防犯)カメラが有効に稼働するか総点検し、市内全域で防犯体制を整備する方向を目指すべきである。	田澤委員

2 施策の二次評価案

※網掛けの項目については、第2回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

No.	分野別政策	政策の方向性	施策	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
25	⑫雪対策	1 冬期間における快適な道路・住環境の形成	1)冬期道路環境の維持・整備	p.358	・間口除雪を行う予定で、朝備えているのに、除雪車が来ないことがある。いつ除雪作業が行われるのか、市民が事前に知ることができる体制を整えて欲しい。	鴻野委員	・弘前市の地図情報サイト「ひろさき便利マップ」において、除雪作業を行っている軌道をタイムリーにホームページでお知らせしていますが、除雪が入る数時間前に市民にお知らせすることは、人的・予算的資源に限りがあるため、不可能な状態です。 ・市民の皆様におかれましては、以下の【除雪車の出動基準】をご確認いただき、間口除雪等に備えていただきたいと思います。 【除雪車の出動基準】 午前0時に業務受注業者による道路パトロールを行い、各工区の定点において、雪の降り始めから根雪になるまでの間の降雪量が15cm以上あった場合及び午前0時の段階で今後15cm以上の降雪が見込まれる場合に出勤します。 根雪期間につきましては、降雪量が10cm以上あった場合及び午前0時の段階で今後10cm以上の降雪が見込まれる場合に出勤します。 また、早朝の降雪には交通状況や作業時間を考慮し対応します。	道路の除排雪情報について、市民が求める情報を、分かりやすく様々な媒体を用いて、発信すること。また、除排雪に係る学生アルバイトの活用に向けた取組について、実現に向け検討を進めること。
26				p.359	・市民から要望が多い生活道路の運搬除雪について、場所や予定・完了状況を市のホームページにて公表したとあるが、消流雪溝の運用予定日時の公表についてはどうなっているか？ ①家の近くに消流雪溝があるが、いつ雪を捨ててもよいのかかわからず使えないという意見を聞いた。家の前に消流雪溝がある場合には町内会などから連絡があるのでしょうか？ ②その場合消流雪溝は家の前の人だけが優先的に使えるものと捉えているのでしょうか？ どの市民も使いやすい、わかりやすい広報を望みます。	今村委員	・①雪を水流で流す流雪溝については、投雪可能日時を示した「流雪溝投雪カレンダー」を毎年度作成し、12月に町会等による流雪溝の管理組合を通じて、沿線の組合員に配布し周知しています。また、止水板で水をため、雪を溶かして流す消流雪溝については、いつから使えるかを市ホームページで周知しており、施設内に水が流れていればいつ投雪しても構いません。 ・②流雪溝や消流雪溝について、沿線住民の方の使用を想定した水量の設計となっており、投雪口の利用は、沿線住民の皆さんで協力し合いながらご利用いただいています。	
27				p.359	・雪対策における、学生アルバイトの活用という話題が上がっていましたが、体力のある学生が社会生活に役立てることはコミュニティーの形成にあたってもよいことだと思いますし、生活困窮にある学生にとっては賃金という形で恩恵にあずかれる良い方法かと思われます。	今村委員	・民間企業において、除雪バイトも含めたマッチングサービスを行っている取組も始まっていることから、市としても民間企業との連携を図ることを視野に、実現に向けて検討いたします。	
29				p.361	・間口除雪軽減事業について、サイドシャッター付除雪ドーザを増やしていく予定はあるのか、導入費用は幾らなのか。また、導入する建設事業者を支援しているのか。	小山(悟)委員	・同事業により、事業者のサイドシャッター購入費の半額を補助金により支援していましたが、サイドシャッターを使った除雪は騒音が大きく、多数の苦情が寄せられているほか、導入費用が高額の割に市の延長除雪に対する貢献度は低いことから、本事業は終了予定としています。	
30				p.361	・数年前に、画期的な消雪の取組(汲み上げ方式のポンプで坂の上から水を流し融雪する、道路のまん中に水のパイプを入れて融雪するなど)を行っていたが、現在も情報を発信しているのか。また、取組を継続しているのか。	小山(三)委員	・市内の道路融雪施設について、「弘前市除排雪計画書」を毎年作成しホームページで公表しており、取組を継続しております。 ※参考(「令和3年度弘前市除排雪計画書」) 	